

滝 監 第 11 号
令和 2 年 8 月 14 日

滝 川 市 長 前 田 康 吉 様

滝川市監査委員 宮 崎 英 彰

滝川市監査委員 木 下 八重子



令和元年度決算に係る健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された
令和元年度滝川市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び各基金運用状況に係る健全化判
断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を滝川市監査基準に準拠
して行なったので、別紙のとおり審査意見書を提出します。

令和元年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月3日から令和2年8月13日まで

3 審査の概要

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、次のとおり。

	健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	— (%)	— (%)	13.13 (%)
②	連結実質赤字比率	— (%)	— (%)	18.13 (%)
③	実質公債費比率	9.7 (%)	10.2 (%)	25.0 (%)
④	将来負担比率	75.3 (%)	88.2 (%)	350.0 (%)

5 意見

各比率が早期健全化基準や財政再生基準を超えた場合には、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図ることとされているが、滝川市においては、いずれの指標についても健全な数値となっている。

財政の健全化を判断する4つの比率については、以下のとおりとなった。

(1) 実質赤字比率

普通会計における令和元年度決算では、赤字の発生はなく本比率は該当しない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び企業会計を連結した令和元年度決算では、赤字の発生はなく本比率は該当しない。

(3) 実質公債費比率

一般会計、特別会計及び企業会計のほか、一部事務組合を含めた令和元年度決算では 9.7%と平成 30 年度比で 0.5%改善されている。

(4) 将来負担比率

一般会計、特別会計、企業会計、一部事務組合のほか、第三セクター（直前期末の決算数値による。）を含めた令和元年度決算では、75.3%となり、充当可能基金の増加、地方債の現在高及び公営企業債繰入額の減少などにより、平成 30 年度から 12.9%減少し、おおむね健全な状態にあると認められる。

ついては、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望する。